

事務連絡  
令和4年4月15日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守について

平素より、生活衛生関係営業への取組につきまして、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

今般、神戸市の入浴施設において、レジオネラ症<sup>1</sup>による死亡事例が発生したとの報告がありました（神戸市のプレスリリースを添付します）。

レジオネラ症への対策として、厚生労働省において「公衆浴場における衛生等管理要領等について（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）」や「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）」等を策定するとともに、厚生労働省ホームページにおいてレジオネラ対策に関する情報を掲載しております。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、貴管下の公衆浴場、旅館・ホテル等レジオネラ症の発生が想定される施設に対して、公衆浴場における衛生等管理要領等の遵守並びにレジオネラ対策の徹底等について、改めて周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、現在、神戸市から状況を聴取しており、今後、厚生労働省としましても、専門家のご意見も踏まえた上で、衛生管理上の留意点等について、必要な情報提供を行う予定です。

（参考）厚生労働省ホームページ

○レジオネラ対策のページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

---

<sup>1</sup> レジオネラ属菌が原因で起こる感染症であり、在郷軍人病（レジオネラ肺炎）とポンティアック熱が主要な病型である。